國學院大學学術情報リポジトリ

國學院大學図書館所蔵『南都興福寺等文書』の解題と翻刻

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2024-07-04
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 堀越, 祐一
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000682

國學院大學図書館所蔵

南都興福寺等文書』 の解題と翻刻

はじめに

図書館に収蔵されたのは一九八三年で、全四巻、十九点の文書が収められているが、内訳は以下のようになっている。 國學院大學図書館に所蔵されている文書群のひとつに『南都興福寺等文書』(貴―二一七一~二一七四)がある。

〈第一卷〉

①播磨国福井庄東保年貢米散用状

(第一紙

縦二八・三糎×横四四・三糎、第二紙

縦二八・三糎×横四三・二糎、

第三紙 縦二八・三糎×横四二・七糎

②丹波国八代村散用状断簡 (縦二八・七糎×横四六・八糎

③功徳円満経 (縦二八・七糎×横三九・五糎

〈第二巻〉

④東金堂評定衆実快有快申状案

(縦三〇・八糎×横四五

糎

堀

越 祐

- ⑤東金堂衆等申状案(縦三二·九糎×横四五·五糎)
- ⑦年預某等連署状断簡(縦二四・二糎×横一 ⑥エモン次郎年貢納入状(縦二六・四糎×横 九 • 五 七糎 四糎
- ⑨フルイチコメヤ小次郎他二名連署沽却状 ⑧正実坊衍運奈良紙納状(縦二五・九糎×横四○・一 (縦三一・二糎×横三九・二糎

糎

⑪イカ平次郎証文(縦二六・○糎×横三三・六糎

⑩安房世他二名連署沽却状(縦二四・九糎×横四二・五糎

⑫賀茂地下人中等証文写(縦二七・五糎×横四四・ 0 糎

⑬諸進等下文案(縦二七・四糎×横二七・六糎

(4)大宅寺庄湯木支配状写 (縦二八・八糎×横三九 四 糎

(第四卷)

⑤尼妙盛等沽却状

(縦二九・

○×横四五・

0

糎

16 鹿野薗某沽却状 (縦二五・ 四糎×横四九・一 糎

⑰下野・淡路連署免状 (縦二五・ 四糎×横四九・一 糎)

18 某断簡 (縦二五・四糎×横六・

⑨某漢詩文 (縦二五 ・四糎×横一九・三糎

解題

ものは慶長六年(一六○一)作成の⑲「某漢詩文」のみとなっている。 ものである。 十九点のうち、 鎌倉期のものはこの一点のみで、あとはほとんどが室町~戦国期にかけての文書であり、 年代的には①「播磨国福井庄東保年貢米散用状」がもっとも古く、鎌倉期文永十年 近世にかかる

氏 められていることを考慮すると、 える。③の「功徳円満経」(応永十三年〔一四〇七〕三月二十八日付)についての由来は不明で、①・②と同巻に収 国福井庄については研究の蓄積が豊富で、それらによれば、元来は興福寺領であり、その後に所有権は藤原頼長、 代村散用状断簡」(応永十年 内容をみてみると、まず①「播磨国福井庄東保年貢米散用状」(文永十年〔一二七四〕十二月日付) 後白河院、 神護寺と変遷していったとされる。この文書は、福井庄東保に関する根本史料として極めて貴重 神護寺に関係する可能性があるが、詳細はよくわからない。 九月十七日付)は神護寺の所領に関わる文書とみなされてい と②「丹波国 (1) の播 平 八

どちらも大和国内の興福寺領庄園であることから、興福寺東金堂による申状の案文とみて間違いない。 〔一四六五〕六月日付)は明確に興福寺に伝来したものと考えられる。④に出てくる西秋篠庄、 東金堂評定衆実快有快申状案」(貞治三年〔一三六四〕七月四日付)と⑤「東金堂衆等申状案」 ⑤にみられる曲河庄は、 (寛正

とはよくわからない 記したものだが詳細は不明である。 ⑥「エモン次郎年貢納入状」(文安元年〔一四四四〕七月二十八日付)は子年すなわち文安元年分に収める年貢高を ⑦「年預某等連署状断簡」(建武元年〔一三三四〕三月一日付) も同じく詳しいこ

⑧「正実坊衍運奈良紙納状」(嘉吉二年 四四二 七月晦日付) は東大寺内の尊勝院に対して八朔の進物として

奈良紙百束を進上したものだが、これについては類似する史料がある。 (3)

納申 御奈良紙事

合百束者

右、為年始御礼、南都戒壇院進上分、所納申之状如件、

正実

享徳弐年正月十七日 衍運 (花押)

いであろう。ただし、嘉吉二年七月晦日付納状は花押部分が欠損していて比較ができないため、検討の余地は残され 十一年後の享徳二年(一四五三)に、やはり奈良紙百束を東大寺へ進上したものだが、同一人物である可能性は高

.

日付)。 寺文書』二八九五号文書~二八九八号文書などにその名がみえるが、二八九五号と二八九六号の文書名はどちらも 「室町幕府御倉正実坊将運奉加物送状」となっている(嘉吉三年(一四四三)十二月二十九日付と同年十二月二十四 正実坊衍運についての詳細は不明だが、 時期的にみて同一人物とも考えられるが、『醍醐寺文書』編者の見解に従うならば、正実坊は幕府の御倉とい 名称が酷似している正実坊将運という人物が管見に触れる。 醍

却したものである。所在の「古市」という地名は諸国に複数あるものの、大和国内の古市とみなすのがもっとも自然 ⑨「フルイチコメヤ小次郎他二名連署沽却状」 (享禄五年〔一五三二〕二月二十三日付) は、 畑を直銭六百文にて沽

であろう。

なっている。

- た沽却状である。 ⑩「安房世他二名連署沽却状」(永禄二年〔一五五九〕十一月二十八日)は、 ⑨と同様に「古市」の地名がみえる。 買主が興福寺戒壇院であるから、 大和国内の古市と考えられる。 興福寺戒壇院へ十貫文で土地を売り渡し
- 案」(応安六年〔一三七三〕六月一日付)は、 人中等証文写」(文明十五年〔一四八三〕四月日付)は水利の運用について申し合わせたものである。 ⑪「イカ平次郎証文」(元亀元年〔一五七○〕九月二十三日付)については詳細不明、後考としたい。 東金堂の諸進が、湯木百二十束を運上するように催促したものである。 ③「諸進等下文 ⑫「賀茂地下
- たもの。 ⑮ 「尼妙盛等沽却状」(永正十六年〔一五一九〕二月十四日付)は、 □ 五四○] 売主の尼妙盛ら三名はもちろん、買主の舞琳房についてもよくわからない。 四月十五日付)も、 古市にある水田半段を直銭一貫七百文で興福寺戒蔵院へ沽却するという内容に 古市西方の田地一段を直銭四貫五百文で沽却し また⑥「鹿野薗某沽却状」(天文

⑭「大宅寺庄湯木支配状写」(康永三年〔一三四四〕七月二十七日付)も同じく湯木について記されている。

- て取り決めたものである。 (17) 「下野・淡路連署免状」(大永六年〔一五二六〕九月二十三日付) は京都東山にある双林寺における墓掃除銭につ
- これも後考としたい。 (18) 「某断簡」(天正十四年〔一五八六〕七月二十四日付) と⑲「某漢詩文」 (慶長六年〔一六○一〕) については詳細不明′

ス」によれば、 と同一であり、したがってその原本ということになる。東京大学史料編纂所が公開している「所蔵史料目録データベー なお、これらの文書は 撮影時期は昭和52年、 「中野荘次氏所蔵文書」と題されて東京大学史料編纂所に写真帳として架蔵されているもの 現蔵者は京都在住であった。

註

2

- 1 坂本亮太・末柄豊・村井祐樹編『高尾山神護寺文書集成』(思文閣出版、二〇一七年)。
- 福井荘の荘域について」(神戸商科大学学術研究会『人文論集』九号、一九七三年)、今井林太郎「神護寺領播磨国福井荘 型と地頭設置型荘園の場合―」(『歴史学研究』三七六号・三七七号、一九七一年)、東郷松郎「鎌倉時代における神護寺領 西岡虎之助『荘園史の研究』下巻一(岩波書店、一九五六年)、太田順三「鎌倉期の荘園と勧農⑴② — 『寺家一円所務』

〔『大手前女子大学論集』一○号、一九七六年)、水野恭一郎「播磨国福井荘と吉川氏」(『武家社会の歴史像』所収、国書刊行会、

- 九八三年)など。
- 3 $\widehat{4}$ 『大日本古文書』家わけ第十九。 「東大寺図書館所蔵文書 (未成巻文書第十部)」(東京大学史料編纂所架蔵影写本)。

合

御寺御分廿三石八斗二升九合五子 領家御分十石二斗一升二合四勺五子

翻刻

(貼紙) 1 播磨国福井庄東保年貢米散用状

東保散用状 文永十年」

福井御庄東保

注進 文永十年御年貢米散用事

目録面四十六石一斗六升三合 除十二石一斗二升一合五勺

丹賀嶋一丁一反廿 畠田分九石四斗四升一合五勺

地頭押領

分米二石二斗八升

上村地頭代善兵一反 所当米四斗

残御米卅四石四升一合五勺

年来押

不口

件米、地頭百姓等実検以後、為内検使真蓮 被取出之間、 対捍分云々、

街 奇 米	
二升九合五子	

十石五斗

一斗四合内

依付四分

万石米 樋分来納七石分

五升

五升 三斗

一斗五升

七石五斗

五升

八石五斗五升

今西宮上分

祖道神上分 八幡宮修正米

八幡宮上分

壇供餅二百五十枚分

真蓮坊其外五 浦上庄使請

已上、廿七石二斗五升四合

過下三石四斗二升四合九勺五子

領家御分米十石二斗一升二合四勺五子 六斗

所下

三斗

定覚房寺主使者 御牛衣代十一月三日弥石[

在請

勘定

応永十年癸未九月十七日

二石五斗五升

正珍借物三石内

守光借物内

已上六石四斗五升

未下三石七斗六升二合四勺五子内

太略注進如件、

右、

H

文永十年十二月

八代村散用状 2 丹波国八代村散用状断簡 応永八年時分

八代村応永八年時御米散用事

注進

合定田弐拾肆町玖段参拾伍代内

肆斗伍舛代 弐町分米 玖石

参斗伍舛代 玖町壱段弐拾伍代分米

参拾弐石弐升伍合

玖町陸段肆拾代分米 肆町壱段弐拾代分米 弐拾玖石肆升 拾弐石肆斗弐升

参斗代

参斗代

并御米 捌拾弐石肆斗捌升伍合內

除

肆斗 御壇供米 弐斗弐升 御忌日米

三石四斗 御寺過

〕然者定未下

3 功徳円満経

仏説付法伝説功徳円満経

「十方一心」外ゥ、於ゥ此法「」 努々不可な	界□曼荼羅如ク是ノ」覚知一気絶ニッノ眼	九穴ッ写ッ九条゚大悲ノ」母ノ内ッ以ッ巻ノ白骨ッ、	手足□」五相、五条、法衣す、名で五分	仏」所以者何い、為諸ノ煩□ノ被シテ覆蔵セ	如ク是ク我ム聞ク一時仏ケ住□法界心殿クヒ
、十方一心」外ゥ、於ゥ此法ニ゚」 努々不可致゙疑ゥ、若有ゥ人致ゼ疑惑心、疑諸゙秘密」大功徳ゥ、」 穴賢穴賢、欲゙伝ゥ此法ゥ、	曼荼羅如ッ是ノ」 覚知一気絶二ッン眼閉トッンム密厳華蔵ノ台遊ッ影ッ十方゚」 移シ利益三世゚通ス、解レム十方一心ノ中、迷ヘ	白骨。、是即解脱同相一衣也、是胎藏界日曼」茶羅也、	手足□」五相、五条、法衣ナワ、名クル五分法身ノ鉢ー是ナワ、面上『七穴ッ持収セル、」是ッ名ク七条ノ法衣■■是即七菩提ノ法ナワ、	仏」所以者何レ゙為諸,煩□ノ被シット覆蔵サ不知心性ノ月輪ッ是ノ故「吾レ一」大事ノ秘法ッ説ノ一切衆生ノ本性者「如シ浮白円明	如^是^我^聞^一時仏^住□法界心殿^中"与大菩薩衆倶ナワ尓フ時」仏告金剛手薩□言我・見ハニ未来ノ衆生タ一人"不可成
」穴賢穴賢、欲ҳ伝ҡ此法٫、	3、解か十方一心)中、迷^	也、白骨´即是大慈父精金剛	法衣■■是即七菩提ノ法ナリ、	る衆生つ本性者「如゛浮白円明	(プニ未来)衆生ョー人*不可成

眼耳鼻舌身楽門 我身即是十重蓮 心即本願覚王仏

手足身躰五智□

三千日給仕せる秘法□項目、」

応永十三年颇三月廿八日 叡山東塔西谷於行光房奉伝授畢、

承波

白山□□□於報恩院□御本書写畢、

応永廿二年紀七月廿五日

4 東金堂評定衆実快有快申状案

依東金堂評定諸進実快有快申云、

御免候矣、

可被処住屋破」

却之重科等事、

以前度々雖披露申、

不預一途之御」沙汰之上者、今度御発向供奉事、

可蒙

咒願御布施進上事、

先例者守、

加用

争躰、

取継渡に新堂童子、

律宗之」手長取之、

御前進上

候、

於大道師堂司咒

番頭米

御沙汰者、定不可有子細、 捧厳重請文、近年動有名無実、 争不預不便之」御評定哉、次西秋篠庄仏僧供米十二石并篇々所」役等事、 奉待其左右之処、 庄 一。事、 愁訴之次第先々既事旧 于今無其実之条、」歎而有余者乎、 若猶不」承引者、 剰去年以来」全分不通之条、併執行宰相房公文春松殿等之奸」曲也、 垂 擬令抑留」大小寺役之時者、 可被処重科哉、 如西金堂番頭米者、 次東秋篠庄湯木等」事、是又ミサ、キ十郎 可被経慇懃之御沙汰之旨、六方」 不可有闕怠之旨、 依御沙汰」 既開愁眉歟、当堂独□論之条、 去元応年中、 六方被経厳密之 種々誘承之間 百姓等乍」 〈不知実名〉

貞治三肆七四か、る十二ケ発向帯□下向候時

5 東金堂衆等申状案

目安 東金堂衆等謹言上

修二月御始行之時、 曲河庄当堂寄人無其隠候条、 修 一箭申上候■」 非緩怠之儀

申上候、 蓑笠寄人之事、 是又」非緩怠之儀候 為遁夜莊厳当堂難行苦行之蓑笠、 致其沙汰候処、」 為 御寺務老荘厳御懸候間、 無先規其跡 由 歎

造花頭人不依人数多少、至第七夜立花者、 更非緩怠之儀候 必堂方留候間、 任 往例 留 置 匠候処、 抑□之由雖蒙仰候、 先規分明 候 間

師等者新堂童子直進之」御寺務御前規模仕候処、 不可然由蒙仰候間、 随仰、 以新堂童子進上」申上者、 更非緩怠

新堂童子花賜事、 先例候間、 其子細申入計候、重而不及訴訟候上者、 非緩怠之儀候、

性阿浄戒寺、 近年依不就火有名無実候、 **乍去以如形之足三ケ夜、涯分餝荘厳」御布施進上申候、** 此上者更非

之儀候、 其子細先度申上候、

旨 僧古年頭有下行杓事候処、 右条々如此被仰下候間、一々申開候、 則夏之」勤行当年■更木幡上下行人候、 雖伺申入候、 蒙仰候間、 不預御返事候、 閉門之事、 先以令延引」候、 乍有一向御無沙汰、 此」夜荘厳者仏前之荘厳、 次京都当国夜荘厳被召懸候条、 既令退伝籠居仕、 可然樣預御成敗候者、 結句為」理不尽之御成敗、 咒願大導師時導師堂司咒師等之御布施并」至大行事行事 取向閉門候処、 可畏入候由、 無 自」六方糺明、 上首三人御罪科、不便之次第歟候間 其隐候歟間、 粗言上如件、 堂内餝可有御沙汰候由、 理非免除事、 可被執申

寛正四年六月

Н

6 年貢納入状

ト方

子分取候御年貢事

納

合四貫文 エモン二郎

文安元年七月廿八日 (花押) 有

7 年預某等連署状断簡

右所、 建武元與三月一日 観乗院御寺務之所被 」堅守此旨、

可令進上者也、仍為■」

如件、

預 行 事 ■(â)

年預■

御奈良紙事

8

正実坊衍運奈良紙納状

納申

合佰東者

為南郡尊勝院殿八朔」御礼進上分、 所納申」状如件、

嘉吉弐年七月晦日 衍 ■(選)(花押)

フルイチコメヤ小次郎他二名連署沽却状

9

沽却畑ケ新券文之事

在所者古市湯屋ノウシロニ在之

四至者 合二切アリ トク五斗定トス、舛ハ十一合定 東ハ限岸ヲ、 南ハ限垣ヲ、 西ハ限道ヲ、 北ハ限ミソヲ、

右此畠者先祖相伝ノ知行、無他訪」者也、依有今要用、直銭六百文ニ」限永代ヲ、古市薗辺殿へ売渡」申処、実正明白也、 万一天下一同之」地起徳政行候とも、一言之違乱不可」有之候、若又有其煩者、直銭ヲ以テ」買返可申候也、為後日

証文状如件、

フルイチコメヤ

享禄五年經二月廿三日 小次郎 (花押)

同

ヲタア (花押)

チサウ(略押)

西蓮寺下地今者三蔵院へ」付候下地之内、安房世他二名連署沽却状

古市領エンメイシ西口

三段

地作一同永代限、」現足十貫文上興福寺戒蔵院」 願良寿方亞沽却申候、 為後日証」文如件、

安房

永禄弐年**十一月廿八日 世(花押)

尾上

藤千代(花押)

瀬■ (花押)

ワレラノキ、シ、ソン┣━ニテ御ヒクワ■」マヰリ候□、イツクニ候へトモ御ヒクワ■」マキレアルマシク候、▽▽ 11 イカ平次郎証文

仍証

文状如件、

イカ

元亀弐年業九月廿三日 平次郎 (略押)

ソノヘトノサマ

マイル

賀茂地下人中等証文写

12

申合御沼地堤

然者上水おは此方より」おとし可有候、但程ハ一日一夜たるへく候、 西口をハかもよりつくへく候、同水をとし」いハんする時も同前たるへく候、おとし候て」其方へ案内可申候、

西口水澄候ハぬ前に東口の堤をきり、くわん」怠をいたす者、両方又ハ訴人にても候へ、けん」もんせい家をき

らハす見合"したかい罪科"」おこなわるへく候、

西東口共 "水おち候ハ、是井か、りの下地ハ」両方共ニ相伴、水を可入候也、仍為後証之状」 如件、

東口へまいり相談合申候てつくへく候、」水おとし候ハんする時も同然たるへく候

文明拾五年縣四月日 新左衛門尉 賀茂地下長

梅辻

四郎兵衛尉

大田前

源左衛門尉

池頭

二郎左衛門尉

南辻子

中大路

藤右衛門尉

三郎左衛門尉

13 諸進等下文案

東金堂 礒□

可早任先例致其沙汰湯木事

合百廿束者、

右米者、以前任先例、可令被運上之状如件、」庄家宜承知、勿違失、以下、

代

応安六年六月一日

諸進

本

諸進

枚『ライシヲシテ立入、

中山執行所

六月一日

諸進

14 大宅寺庄湯木支配状写

康永三年大宅寺庄湯木支配事

役人等依無之

合三百■東之内

定三百束在之内

■十東口木 十東御堂寺 十東六文 十東本諸進

十東同□ 已上七十六束除之 三東聖次門 三束亀鶴 東金堂湯木事、任先例、米者以前可被致其」沙汰之由、 依評定令申候、

恐々謹言、

残二百廿四束可□合之者

小十師三人 大□□ 大十師十七人 已上十八口

各五東

合九十束

已上廿九人 各三東 合八十七束

都合百七十七東入之

残四十七束 上五人ハ四束ツ、、下九人■三束ツ、、

康永三年七月廿七日■右□□如件、

|頭順興存候時評定也、

沽却 水田地作職事

15

尼妙盛等沽却状

合一段者 斗代壱石弐斗定、升古十合定、古市領西、字古縄代ト云、

文相加遣之、四至有、本券文、万一」於此田地興徳政違乱煩到来」時者、以本直銭文、速可返申候也、」後日為証文 右此水田者、 雖多年私知行尤、今依」有要用、直銭四貫伍百文上限永代、」舞琳房方へ売渡申事、 実正明」 白也、本券

サ如件

口入 薗辺与次郎

永正十六年紀二月十四日

尼妙盛 (略押)

天文九年孫四月十五日

口入 指政 (花押)

同

五郎左

(略押)

鹿野薗	状如件、	然依有要用、直銭一貫七百文宀」■■興福寺戒蔵院へ令沽脚事、実正明白、」若有違乱妨者、従此方可相証申者也、」	右此水田者、伝法院領古市領ハツレ也、諸公事」■■者西ノホリ口ヨリ可入也、得者六斗代、升者」■合口ヲ定トス、	南垣 北垣	四至限 東垣 西地頬	合半段者 字六反之 <u> </u>	■ 水田地作一円事	16 鹿野蘭某沽却状		五郎(花押)	憲□(花押)
-----	------	---	---	-------	------------	--------------------	------------	------------	--	--------	--------

17

下野・淡路連署免状

御社者、	洛陽東山双
奉訴懇御祓之	 双 林 無 」
就之儀候間	量壽寺寺
•	寺内諸」
不可有一言」其煩疑	諸」墓掃除銭之芸
」其煩候、	事、
· 仍為後証」免状如件、	永代指置申候
免状如如	上者、
件、	、於末世違乱」之樣
	之儀不可申候、
	殊更」為
	為

祇園

東山			
		大永六年九月廿三日	
	~	日	sik-
	下野		淡路
	(花押)		(花押)

双林無量壽寺 方丈

以上

南社より御国□候、依之□□儀」□□持進之、

18

某断簡

天正十四戌七月廿四日 勘定之

前龍山八十五□□ 19 某漢詩文 謹

慶長六載龍集辛丑小春如意珠日

護持力須如万木得陽春、」庿前来往人有信豈無、」菅家丞相儼然而瞻仰、